

子供が輝く東京・応援事業 令和7年度公募に係るQ&A

【事業全体について】

No.	質 問	回 答
1	1 団体で応募できるのは何事業か？	1 団体 1 事業の応募が可能です。
2	2 事業の補助対象期間は？	令和7年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日の間の最大3か年度となります。
3	3 補助対象期間における最大補助額は？	最大300万円です（この額は年度ごとの上限ではなく、1 事業に対する上限額です。）。ただし、審査会において、先駆的事业として特に都内で推進されるべき事業と認められた場合は、最大400万円となります。
4	4 この事業における「子供」の定義は何歳か？	原則18歳未満です。
5	5 実施場所の確保やイベントの際の集客など都や財団の支援はあるか？	特に予定していません。法人の創意工夫により実施していただくことになります。
6	6 補助対象期間終了後、継続して事業を実施するための補助を受けることは可能か？	事業継続のための補助は考えていません。法人の自主事業化による事業継続を行っていただくことになります。
7	7 この事業は今後も毎年度実施されるか？	未定です。詳細が決まりましたら、東京都及び財団ホームページ等でご案内いたします。
8	8 令和 7 年度の単年度（令和 8 年3月31日まで）の事業として応募することは可能か？	可能です。
9	9 1 か年目の年度途中（例えば令和 8 年2月28日）までを事業実施期間とする応募することは可能か？	可能です。
10	10 令和 8 年4月以降に事業を開始する場合でも応募することは可能か？	応募できません。今回の公募は令和 7 年度中に開始する事業を対象としています。

【対象事業について】

No.	質 問	回 答
11	11 対象事業の活動場所は都外でも可能か？	都内を活動場所とするものを対象としています。
12	12 海外で実施する事業は対象となるか？	都内を活動場所とするものを対象としています。
13	13 都民以外も対象になる事業の取扱いはどうなるか？	本事業は都民を対象としています。具体的な提案内容や、都民への還元度合等を踏まえ、審査のなかで判断します。

No.	質 問	回 答
14	オンライン上で講座を開催する予定だが、オンラインでの実施の場合も対象者を都民とする必要があるか？	オンラインによる事業を実施する場合は、対象者を募集する際「都民限定」とするなど工夫していただくことを想定しています。
15	他県で実施している取組を新たに都内で実施する場合は対象となるか？	具体的な提案内容を踏まえ、審査のなかで判断します。
16	対象外となる事業の「特定の事業者の利益のために行う」とはどのようなことか？	会員勧誘など、利益獲得目的の手段としてイベントを行う事業などが挙げられます。
17	新規事業や拡充事業とは何か？	新規事業とは、団体にとって初めて実施する事業を指し、拡充事業とは、団体が過去又は現在で実施したことはあるが、一部分を強化したりニーズに沿って対象を広げたりするなど、既存事業であっても工夫を加えて実施する事業を指しています。
18	民間の助成金を受けている事業も対象となるか？	既存の公的制度や国、都道府県又は区市町村からの補助金等の交付対象となっている事業、民間の助成金を受けている事業は対象外となります。
19	過去に補助金や助成金を受けていたが、現在は補助（助成）期間が終了している場合は対象となるか？	過去に国、都道府県又は区市町村からの補助金（助成金）を受けた事業であっても、現状の課題に対する取組を加えるなど新たな要素を盛り込むことにより、社会全体で子育てを支えることを目的とした事業と認められるものとなれば提案が可能です。具体的な提案内容を踏まえ、審査のなかで判断します。
20	他の補助金を申請している事業の一部に組み込んで申請することは可能か？	申請を妨げるものではありませんが、国、都道府県又は区市町村からの補助金の交付が決定した場合は、その時点で、子供が輝く東京・応援事業補助金か、他の補助金かいずれかを辞退していただく必要がありますのでご注意ください。
21	「既存の公的制度や補助対象事業に組み入れられていない事業」を対象としているが、他の行政機関において補助金制度として実施されている事業は対象とはならないということか？	一概には言えません。具体的な提案内容を踏まえ審査のなかで判断します。
22	子供の貧困対策やひとり親家庭支援のため、新しい事業では、子供ではなく親に対する支援を計画している。この場合対象となるか？	18歳未満の子供を養育している保護者向けの支援であれば、子供を含む家庭への支援として補助対象事業となる場合がありますが、具体的な提案内容を踏まえ、審査のなかで判断します。

【先駆的事业について】

No.	質 問	回 答
23	先駆的事业として、「子供の貧困対策」が設定されているが、提案事業が「子供の貧困対策」であれば補助率は2/3となるか？	必ずしも補助率2/3として採択されるとは限りません。「子供の貧困対策」であっても、採択されないことや補助率1/2として採択されることがあります。先駆的事业は、審査会で候補となる事業を選定し、東京都が決定を行ったもののみとなります。

【対象法人について】

No.	質 問	回 答
24	当法人は、別事業で既に他の団体から補助金を受けているが、その事業とは別の新規事業を応募することは可能か？	可能です。
25	公募説明会に参加していない団体は応募できるか？	応募できます。なお、説明会開催後、制度や公募手続に関する説明動画を（公財）東京都福祉保健財団のHPに掲載予定です。ご参照ください。
26	任意団体として活動してきたが、応募できるか？	応募できません。①応募日時点で法人格を有すること、②応募日時点で定款に定める事業年度または会計年度期間を一年度以上経過し、これに係る決算を行っていること、の二つの要件を両方満たすことが必要です。
27	令和7年度中には法人格を取得する予定だが、応募時点では法人格を持っていない。応募できるか？	応募できません。①応募日時点で法人格を有すること、②応募日時点で定款に定める事業年度または会計年度期間を一年度以上経過し、これに係る決算を行っていること、の二つの要件を両方満たすことが必要です。
28	令和6年2月に法人格を取得し、令和6年12月末に事業年度を終了し決算を行った団体であるが、応募対象になるか？	応募対象となりません。応募日時点で、定款に定める事業年度または会計年度期間を一年度以上経過し、これに係る決算を行っていることを応募要件としています。本件では、初年度の事業期間が10か月程度で一年度に満たないため、要件を満たしていません。
29	都外を中心に活動しているが、都内にも事務所がある。この場合には応募対象になるか？	都内に事務所があれば対象となります。
30	認可地縁団体は応募できるか？	区市町村から認定された「認可地縁団体」であれば応募できます。
31	複数の団体で共同提案することはできるか？	共同提案は認められません。

【対象経費について】

①経費全般

No.	質 問	回 答
32	補助対象経費全額が補助金額に算定されるか？	全額は算定されません。補助基準額600万円と補助対象経費を比較して少ない額と、さらに総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない額に補助率1/2（原則）を乗じた額を算定します。
33	総事業費は補助対象経費だけでなく、対象外経費も含むか？	含みます。
34	対象経費、補助申請額の下限はあるか？	特に下限額は定めていません。
35	交付決定前に契約をすることは可能か？	令和7年4月1日以降の契約であれば差支えありません。

No.	質 問	回 答
36	他の事業も含めて支出する経費（事務所家賃・光熱水費・通信費など）や、既存事業で既に発生している経費を補助対象経費に算定してよいか？	補助対象経費は事業を実施するための直接経費のみとされており、他の事業分の経費や、既存事業で既に発生している経費など、採択事業と直接関わりのない経費に対して補助金を充て込むことはできません。
37	需要把握のための調査費等は対象になるか？	事業実施に向けた事前の調査は対象外です。事業実施の中で発生した経費のみ対象となります。

②建物改修費

No.	質 問	回 答
38	1 箇所あたりの価格が50万円を超える改修をしたいが、補助対象経費にできるか？	1 箇所あたりの価格が50万円未満の改修でなければ補助対象経費として認められません。

③備品等購入費

No.	質 問	回 答
39	パソコン等の機器の購入経費は対象となるか？	当該事業に使用する機器であれば補助対象となります。ひとつの物品に対して10万円以上50万円未満の場合は備品等購入費に、10万円未満の物品の場合は消耗品費に計上してください。なお、一品当たりの取得価格が50万円以上の物品購入費は補助対象経費として認められません。
40	事業実施2年目に、備品等購入費に該当する物品（ひとつの物品に対して10万円以上50万円未満）を購入する場合、経費として対象となるか？	対象となります。
41	一品あたりの取得価格が50万円を超える物品を購入したいが、補助対象経費にできるか？	一品あたりの取得価格が50万円未満の物品でなければ補助対象経費として認められません。

④賃金及び報償費

No.	質 問	回 答
42	常勤職員と非常勤職員の判断基準について教えて欲しい。	法人の雇用契約上での取り扱いにより判断してください。特に定めがない場合は「事務所で定められている所定の労働時間に勤務している職員」を常勤職員としてください。
43	職員の社会保険料の項目を追加してよいか？	社会保険料の事業者負担分については対象となりますが、個人負担分については対象外です。
44	非常勤の理事長の賃金や謝礼金は、対象経費になるか？	非常勤であっても法人の代表者に支払う賃金や謝礼金は対象外です。

⑤旅費

No.	質 問	回 答
45	常勤職員が出張した旅費は対象経費になるか？	対象となります。常勤及び非常勤職員（法人代表者含む）、アルバイトの国内出張交通費等実費が対象となります。

⑥消耗品費

No.	質 問	回 答
46	消耗品費の考え方について、ひとつの物品に対して税込み10万円未満という考え方でよいか？	そのとおりです。なお、パソコン等機器類を消耗品費で購入される場合は、補助金申請額調書の積算根拠欄に品目や単価、数量等を記載してください。

⑦役務費

No.	質 問	回 答
47	携帯電話等の通話料などの通信費は対象経費になるか？	補助事業のための使用に限り、役務費として対象となります。ただし、携帯電話本体の購入費用は補助対象外です。

⑧使用料・賃借料

No.	質 問	回 答
48	不動産賃貸借契約をまだ締結していない場合の賃料の見積もり方法は？	想定される地理的条件や規模等を勘案し相場価額で見積もってください。
49	補助対象となる家賃の範囲は？	たとえば法人本部で使用している事務所などの家賃は、補助事業と直接関わりがないと認められるため対象外です。補助事業のために借りる場合の家賃や会場費のみ対象となります。
50	敷金・礼金・保証料・更新料は対象となるか？	対象外です。

⑨委託費

No.	質 問	回 答
51	委託の量や比率に制限はあるか？	実質的に事業の全部を委託又は外注して行くと認められる場合は対象外となります。

【公募手続きについて】

①全般

No.	質 問	回 答
52	応募書類に押印する印鑑は、個人印と法人代表者印、どちらか？	法人代表者印を押印してください。
53	副本の押印はコピーでよいか？	コピーで構いません。法人代表者印を押印した申請書を正本、そのコピーを副本としてください。
54	登記簿謄本または登記事項証明書等の写しは2部提出が必要か？	法務局から発行された登記簿謄本または登記事項証明書等の写しを正本、そのコピーを副本として提出してください。
55	応募書類の提出期限後に定款を変更予定だが、提出は定款変更後でよいか？	応募時点の定款を応募受付期間内に提出してください。

No.	質 問	回 答
56	提出する決算書は関係する事業分野だけでよいか？	法人経営の健全性や継続性を審査することから、法人全体の決算書を提出してください。
57	応募書類の決算書について、法人の決算期が4月～3月ではないが、問題ないか？	問題ありません。法人の決算期に合わせた直近の決算書類を3年分提出してください。

②様式1事業応募書兼計画書、様式1-1事業実施計画書

No.	質 問	回 答
58	様式1の「事業実施期間」について、3か年度を超える事業を計画する場合の記載はどのようにしたらよいか？	今回の公募における事業実施期間（補助期間）の最長は令和10年3月31日までとなります。3か年度を超える事業を想定している場合でも令和10年3月31日までを区切りとした提案内容にしてください。
59	3か年度の企画のため1年目が終わった時点での修正が必要となると思うが書類の書き方をどうしたらよいか？	応募時点において実現可能な計画をご提案いただくことが前提となっております。
60	3か年度の補助を希望する場合、令和7年度から令和9年度までの計画や収支を記入する必要があるか？	そのとおりです。事業実施期間（最大で令和9年度末）における計画や収支について記載してください。

③様式2補助金申請額調書

No.	質 問	回 答
61	補助対象経費が600万円以下の事業も補助対象となるか？	補助申請額に下限は設けていませんので、600万円を下回る事業の申請も可能です。
62	補助金を算定する際、総事業費から控除する「寄附金その他収入」は3か年分でよいか？	補助対象となる期間における「寄附金その他収入」となります。補助金申請額調書（様式2）に年度ごとの内訳を記入してください。
63	「寄附金その他の収入」が補助対象経費を上回った場合は補助対象になるか？	補助金の交付対象とはなりません。
64	事業財源内訳に計上する寄附金や参加費とは、応募しようとしている事業に対する寄附金か？	そのとおりです。応募日時点で、法人に対してではなく、応募しようとしている事業に対する寄附金や参加費の収入が見込まれる場合は計上してください。
65	事業財源内訳の「自己財源」とはどのようなものを想定しているか？	対象事業を実施するにあたっての法人負担額を想定しています。 ※「自己財源」＝「総事業費」－「寄附金や参加費等の収入額」－「子供が輝く東京・応援事業補助金」となります。
66	建物改修費や委託費以外は応募時の見積書はいらないと考えてよいか？	そのとおりです。ただし、備品等購入費を計上する場合、見積書は不要ですが、品目や数量、金額、購入理由が確認できる資料を提出してください。なお、建物改修費や委託費を計上する場合は、見積書のほかに、公募要領で定められた書類を添付し提出してください。
67	積算根拠欄の記載について、入力していくとセルの中に入りきらずプリントアウトすると読めなくなってしまう。この場合はどうしたらよいか？	別紙にて積算根拠を作成してください。その際の様式は任意のもので差支えありません。

④その他

No.	質 問	回 答
68	審査会による審査（プレゼンテーションによる審査）時には、スライドを使用できるか？	スライドは使用できません。書類審査通過後に提出いただく資料（紙ベース）を使って行っていただきます。
69	DVDの提出は可能か？	不可です。

【その他】

No.	質 問	回 答
70	実績報告は1回のみということでしょうか？	単年度の事業実施であれば1回ですが、3か年度の事業であれば3回（会計年度ごとに）実績報告をしていただくことになります。
71	確定払いとは、会計年度の終了時に実費精算するような形か？	そのとおりです。会計年度末の実績報告に基づき、当該年度の額を確定した後、補助金の支払いが行われます。
72	概算払いになるのは、どのような場合か？	補助金の交付決定を受けた法人が概算払いを希望した場合に、東京都が必要と認めたときは概算払いを行います。この場合、会計年度ごとに実績を踏まえ、精算を行うこととなります。
73	事業の実施にあたり参加費等の収入を得ることは問題ないか？	適正な範囲であれば差支えありません。 ただし、応募時には、補助金申請額調書（様式2）の収入欄へ収入額を計上してください。
74	事業実施期間中に、他団体に事業譲渡した場合の取扱い？	他団体への譲渡等は認めていません（交付決定の取消となります。）。
75	補助対象事業として採択された場合、補助金の支払時期はいつになるか？	確定払いの場合は、会計年度ごとに実績報告を踏まえ、補助金額を確定した後の支払いになります。令和7年度分は令和8年4月以降の支払いになります。 概算払いの場合は、会計年度ごとの交付決定手続き完了後に支払います。令和7年度分については、交付決定日（11月下旬予定）以降に支払い予定です。 この場合、会計年度ごとに実績報告を踏まえ精算を行う必要があります。
76	3か年度の事業が採択され初年度の交付決定を受けたものの、執行残がでた場合は、次年度に繰り越すことができるか？	補助金の交付手続きは会計年度ごとに行うこととなります。初年度の交付額は実績報告（令和8年4月初旬）を踏まえ決定し、改めて次年度以降に必要と認められる経費（初年度の執行残も含む）について交付を受けることが可能です。 なお、3か年度の通算補助金額は、採択事業決定時の補助金申請額が上限となります。 例）事業が採択され、交付決定時の内容が次の通りだった場合 ①対象経費は400万円（寄附金等その他収入なし、総事業費と同額） ②補助割合1/2のため、200万円が交付決定された ③実績報告時に、事業にかかった経費が想定以上の500万円 この場合、最終的な補助額は、あくまで交付決定額の200万円が上限であり、 500万円×1/2＝250万円と、交付決定時の200万円の 差額50万円は追加交付されない